

## 平成 29 年 10 月定例教育委員会会議録

1 期 日 平成 29 年 10 月 4 日 (水)

2 場 所 南別館委員会室

3 開始時間 午後 1 時 30 分

4 終了時間 午後 4 時 00 分

5 出席者

小西委員長、赤松委員長職務代理者、中原委員、濱田委員、黒木教育長

その他の出席者

田中教育部長、江藤教育総務課長、児玉学校教育課長、田畑スポーツ振興課長、桑畑生涯教育課副課長、武田文化財課長、新甫学校給食課長、森図書館長、後藤美術館長、田之上都城島津邸副主幹、黒木教育総務課副課長、清水教育総務課主幹

6 前会議録署名委員

赤松委員長職務代理者、中原委員

7 開会

○小西委員長

ただいまより、10月定例教育委員会を開催します。

8 会議録署名委員の指名

○小西委員長

本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、赤松委員長職務代理者、中原委員をお願いいたします。

9 議事

### 【教育長報告】

○委員長

それでは、教育長より報告をお願いいたします。

○教育長

それでは、お手元にあります生徒指導の現状について報告させていただきます。

まず、非行問題でございますけれども、小学校ゼロ件、中学校4件ということです。家出が2件、少年院送致が1件、不法侵入が1件ということでございます。

不登校の件でございますけれども、4月から8月で小学校14件、中学校105名ということで、中学校はかなり多うございますけれども、特に中学校では、2年、3年と学年が上がるに従って、不登校生徒が増えてきているということでございます。生徒指導担当とか、SSWとの連携をすることで、改善に向かっている事案もございます。議会でも原因についての質問がございますが、何が要因であるかというのはなかなか難しいことございまして、現状はこういう状況ございまして、そんなに極端に増えているわけではございません。新規は減ってきている状況でございます。

いじめに関しましては、8月は休み中でございますので、小学校7校、中学校4校がアンケートを実施したということです。その中で、小学校6件、中学校1件、計7件がいじめ認知件数として報告されております。いじめの4月から9月までのトータルのものとしては、小学校128件、中学校41件ということで、カッコ内の数字が解消された件数でございます。前申し上げましたように、いじめの解消の定義が変わりまして、3ヶ月間様子を見て、何も起きていないとあれば解消だとリファインされましたので、解消の数が少し遅れて報告されることになると思います。

4番目の交通事故でございますけれども、8月中でお休み中でしたので、そんなに沢山なかったというこ

とです。2件ということでございます。

不審者、声かけ事案は8月中に3件ございまして、その中の2件が、携帯電話等で写真を撮られるという件数でございました。写真を撮られることが起きた事案は、8月2日に高崎町で集団登校中に6名の子どもたちに、車が近づいてきて写真を撮られたということです。それから、8月4日、山田町でございますけれども、中学校3年生の女子が、車が近づいて写真を撮られたということで、30代ぐらいの男性だということがわかっております。来月の報告になると思いますが、9月に入って非常に増えてきてございまして、7件ございました。来月の報告で上げさせていただきます。

いわゆる学級崩壊的なことが起きていた学校がございましたが、少し落ち着いてきているとのことで、ちょっとほっとしているところです。少しずつよくなってきているということをご報告しておきます。

○赤松委員

先ほど教育長がおっしゃった中学校の1年と3年の女の子については、兄弟関係で1年と3年の子には全く関係ないのですか。

○教育長

全然関係ないです。連携ありません。

○赤松委員

両家庭とも、家庭が家庭の機能を果たしていないのではないのでしょうか。

○教育長

1年生のほうの子どもは、母親が外国人で、やはり、家庭的に色々あるというところでございます。

○赤松委員

家出するということは、家庭に居場所がないために出ちゃうのでしょうか。家庭環境による影響が大きいのだらうと考えられますね。

○教育長

家庭的な問題があって、家にじっとしていない。

○赤松委員

今、学校と現場が家庭に大きな要因があることによって、先生たちがその対応に悩まされているのが結構あるようですね。私も経験上思うのですけれども、私たちはそのような中で、子どもを健全に育てていくということを考えながらやっていかなければいけないわけです。そういう場合に、現状のスタッフだけで学校は本当に十分なのか。こういう場合に条件をよく整えながら対応できるスタッフを教育委員会に一人常駐させるとか、そういうことを考えていくことが必要な時代になりつつあるのではないかと思います。

○教育長

今、おっしゃったように、貧困の格差の問題もあるし、働き方の問題もあるしで、家庭がなかなか機能しないところがあります。そういうところのお子さんをどうするかということは、例えば、生活保護などの別の部署とつなぎをしながら、児相ともつなぎをしながら、家庭的な問題も解決しながら、子どもたちのつなぎもきちんとしていくという役割の方との連携が必要なのです。SSW等の専門家による対応というやり方を今後していかなるを得なくなる、ますますそういうことになってきているかなというのは正直感じています。

○赤松委員

各学校では、それぞれ、校長先生が校内で人選して、そういう該当の子どもが存在する場合については学担をだれにするか慎重に配慮しながら、人を選んで決めていくのですけれども、担当する学担は相当のエネルギーをそれらの対応にさかれる部分がありますので、そこへんも今後考えていかないといけないですね。

○教育長

ぎりぎり学校は動いていますので、専門家が必要かなという気はしています。

○委員長

特に適応指導教室に S S W が連携とありますけれども、現在のこのシステムは充足というか、そういうのは具体的にいかがなのですか。

○教育長

現在は 2 人の方が S S W で回っていただいている状況です。適応教室は退職校長の先生方が何名かいらっしゃって、その方たちに対応していただいております。

○委員長

今後このような現在あるシステムでは、今、おっしゃったようなものは対応しきれないということですか。

○教育長

本当は学校に常駐しているか、教育員会に常駐していて、ずっと動けるような形でないと難しいかなと思います。適応教室も 1 つしかないので、ここまで連れてこないといけないとか、通ってこなければいけないので、なかなか大変ですよ、都城市は広いから。そういう意味で、今後どうするかということ、考えていざるを得ない。不登校の子どもが結構増えているという状況は、別に学校に無理やり行きなさいというわけではないのですけれども、その子どもたちに居場所がないと非常に困るわけです。広い地域の中で、幾つか拠点の居場所が必要なかなと感じています。

○赤松委員

そういう方がいないと、うまく対応できないことも生じます。結局、誰がとなったら、学校の担任が手を差し伸べるしかありません。担任が結局、時間外の夜まで時間対応を相当するということになります。担任は翌日の授業の教材研究とか、そういうのもある中で、相当エネルギーをそこにつぎ込むというのが現在の状況となってきます。

○教育長

そういう学校の現実、一般社会の人や行政の予算を扱うところにきちんと理解してもらうことが必要ですね。我々は、こういうことを通して色々なことを考えるのだけれども、一般市民はわからないですよ。学校が悪いから不登校が起きているのだからみたいなことになってしまう。本当は社会的な要因がものすごく大きくあるわけです。家庭的な要因、社会的な要因があって、それがこういうことを引き起こしていることをきちんと理解しないことには、学校が悪いとか、学校の先生がやってくれないとか、そういう責任の押しつけ方になります。それを解消するためには、専門家をきちんと配置するなり、それ専用の教員の数を増やすなりしていかないと無理だということです。

○委員長

今回の総合教育会議で説明をいただきますけれども、ここにテーマとして、子どもの貧困対策というのがありますが、こういう中でこれは要望として具体的に要求しない限り、現在のある適応指導教室で S S W をもっと拡充するという形になるにしても、何かこういうところで取り上げないと実現しないのではないかと思います。

○教育長

この総合教育会議で市長に話をすることによって、理解を深め、予算をつけてもらうよう話を要求していく必要があるかなと思います。

○委員長

たとえばここに、仮称ですけども、子ども未来応援事業とかありますけれども、非常に抽象的で、今あることの解決に結びつくようなものがほしいのではないかと、必要なのではないかなと思うのです。未来に描くビジョンはとても大事だと思いますけれども、同時に、現実にある問題を解決していくことが大事なのかなと思います。自分たちの仕事としては、発信というか、そんな希望を出しますけど。どれだけ効果があるかわかりませんが。

○教育長

こちらのほうは後でまた議論をさせていただきますので、よろしくお願いします。

○委員長

ちょっとお尋ねいたしますが、ここで不登校を各学校で対応がされていますが、保護者との連携に課題を抱えているという、この保護者との連携とは大体想像できるのですけれども。

○教育長

なかなか保護者と連絡がつかなかったり、行ってもなかなか子どもに会えなかったりと、保護者自身がそういうことに対して、対応していただくことが難しいところがあるということ聞いております。

○委員長

そしてもう一つ、事例は色々違うと思うのですけれども、今一方で、学校には必ずしも行かなくてもいいのだよというそういう流れがかなり社会的にあると思うのです。構ってられないという放任の家庭とはまた別に、無理に子どもを行かせなくてもいいという考えの保護者が、そういう風潮の中で増えているのも現実のような、これはよく内容についてはわかりませんが、そんな思いもしなくもないのですけれども。

○教育長

一つは、議会の時に事例を出したのですけれども、起立性調節障がいみたいに、朝起きれない子どもが増えているのです。それはちょうど、小学校から中学校に行く、いわゆる身体の調節ができなくなって、大人で言えば低血圧症みたいな形になって、朝起きれない。昼からは元気になるのだけれども、朝が起きれないから、結局、学校に行ってもぼーっとしていて、無理やり学校にやっても意味がないということがあります。それはむしろ医学の問題で、医者に診せて、それなりの処方をしてもらうなり、対応してもらわないといけない。実は朝日新聞の教育の欄の記事ですけれども、近年では、大体 5% から 10% ぐらいいると言われています。そういう子は無理やり学校に行かせられない状況もありますね。

○委員長

個々の状況になれば納得がいくのですけれども、やはりそれは不登校という形になってくるわけですね。

○教育長

そこでくくってしまうのがいいのかどうか、問題はあります。

○委員長

ここまで個を尊重するかという問題になってくると思うのですけれども、難しい問題ですね。

○教育長

本来はこの中をもう少し精査していかなければいけないのかなと、それなりの対応の仕方も変えていかなければいけないのかなと思います。段々色々なことが分かってきていて、起立性調節障がいも昔からあったらしいのだけれども、医学が進歩してきて今やっと検査ができるようになって、病気であることがわかってきたので、不登校という概念をもう少しとらえ直す仕事をどこかでやる必要があるかなと思っています。

○委員長

義務教育というものの枠と矛盾してくるような気もするし、こういう状況がずっとあるのが現実なのでなかなか難しいことです。

○教育長

学校がそれを認知していれば、多分、登校扱いになりますよね。だから、言ってみればバイパスも必要な時代になっていることが事実だと思います。

○委員長

ほかに、教育長の報告についてお尋ねはいかがでしょうか。

それでは、報告ありがとうございました。

【報告第 88 号～第 91 号、94 号】

○委員長

それでは、報告第 88 号、89 号、90 号、91 号及び 94 号を文化財課長よりご説明お願いいたします。

○文化財課長

今回は 5 件の報告でございます。よろしくお願いいたします。

まず 1 件目ですが、報告第 88 号 平成 29 年度特別展「戊申西南 2 つの内戦と都城」の開催要項の制定についてです。

平成 29 年度の特別展といたしまして、11 月 1 日から翌年平成 30 年 5 月 20 日まで、「戊申西南 2 つの内戦と都城」を都城歴史資料館の 1 階の常設展示スペースで開催いたします。平成 30 年は、近代の幕開けとなりました内戦である戊申戦争から 150 年の節目にあたる年になります。全国的にも、維新 150 年でのイベントや展示が予定されておりますので、歴史資料館でも周年記念事業としまして、特別展を企画いたしました。また、平成 29 年度、今年最後の内戦であります西南戦争から 140 年の節目になる年でもあります。さらに、来年の大河ドラマでは西郷どんがありますので、あわせて企画をいたしましたところで

す。

今回の特別展では、2 つの内戦に都城の人々がどのように関わったかを関連する収蔵資料で展示を行います。展示内容につきましては、要項のとおりでございます。

次に、報告第 89 号 都城歴史資料館の臨時休館についてです。

今、88 号で報告いたしました特別展を 11 月 1 日から 1 階の常設展示スペースで開催するにあたり、展示替えを行う必要がありますので、10 月 31 日、火曜日を臨時休館するものでございます。

3 件目、報告第 90 号 都城歴史資料館の文化の日、11 月 3 日の入館料の免除についてでございます。

我が国は、昭和 34 年より毎年、教育文化に関して広く国民と関心と理解を深めるために、その充実・振興を図ることを目的に 11 月 1 日から 7 日までを教育文化週間として、諸行事を実施しております。これに連動いたしまして、都城歴史資料館でも 11 月 3 日、文化の日に来館された方の入館料を免除し、教育文化週間を広く周知するものでございます。平成 27 年度から 11 月 3 日の入館料免除は行っているところでございます。

続きまして、4 件目でございます、報告第 91 号 平成 29 年度の第 3 回企画展「大島畠田遺跡から島津の荘へ」の開催要項の制定についてです。

この企画展は、国の補助事業であります埋蔵文化財保存活用事業を活用いたしまして、12 月 1 日から翌年 2 月 4 日、日曜日まで資料館の企画展示室で開催するものでございます。今年 9 世紀中頃から 10 世紀前半を中心とする大規模な邸宅跡であります大島畠田遺跡が歴史公園として整備され、供用開始いたしました。また、昨年度には、発掘調査を実施しました郡元西原遺跡では、平安時代末の折状の大溝が発見され、隣地の試掘調査などから大規模な館等の施設が存在が推測されております。

このように、島津荘の経営拠点の発見の期待が高まっている中で、島津荘成立以前からその成立までの都城盆地の様相を現状の発掘調査資料から見てみたいと考えております。これにあわせて、当時の日本の政治の中心でありました平安京の貴族の邸宅跡から出土しました資料等を借用して、都城市内出土品と並べて展示をしたいと考えております。

続きまして、最後になります、報告第 94 号 平成 29 年度歴史シンポジウム「大島畠田遺跡から島津の荘へ」の開催要項の制定についてでございます。

報告第 91 号で説明させていただきました企画展に関連する事業として、ここにシンポジウムを開催するものでございます。日本中世史が専門の東大名誉教授の五味文彦氏の基調講演の後に、シンポジウムという日程で、平成 30 年 1 月 21 日、日曜日に、ウエルネス交流プラザで開催いたします。また、歴史講演を挟んだ前後 1 ヶ月、ウエルネス交流プラザで巡回企画展「遺跡から読み解く島津の荘のはじまり」を開催する予定でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長

ただいまご説明いただいた中でご質問等がありましたらお願いします。

○教育長

早水公園のところに遺構が見つかったではないですか、畑のほうをまだ調査すると言っていたけど、そこからはどういうものが出てきたのですか。

○文化財課長

昨年度行いまして、溝がどこにどう伸びているかを確認して、50メートルは伸びているのは確認いたしました。それと中のほうの畑も掘らしていただいたのですが、その中には小さな溝で区画が幾つか分かっているということが確認されております。今年今まさに、また、試掘をしておりますので、その結果を受けてまた、何らかの、まだ建物の大きい遺構にはあってはいないのですけれども、今やっておりますので、また、このシンポジウムするときには新たなことが分かると思います。

○教育長

物とかは。

○文化財課長

唐白磁は出ていますので、時期的には大溝があった頃のものが見つかってますので、何らかの施設があったことは間違いないのではないかと思います。

○委員長

この特別展なのですが、二つの内戦と都城は、ちょうど都城島津邸の西郷さんの企画と時期が重なるのです。内容の背景が重なっていますので、広報なんかでは、関連も一緒にということはないのですか。

○文化財課長

この二つの内戦と都城の広報につきましては、11月1日号で掲載されます。実は、特別展をやるにあたって、昨年度から島津邸と打ち合わせをしまして、展示するものがかぶらないようにということで、向こうは歴史的に日本を大きく見た資料等を色々なところから借りてきたりやるのですが、うちの場合は、地元にある資料で戊申と西南戦争を描こうということで計画しております。

○委員長

共通のチケットみたいなものが、美術館もちょうど南九州のアートの時期が重なっていて、以前は、割引みたいな、勧誘というのがありましたが、今年はそういうことはないのですか。

○文化財課長

そのあたりは、島津邸、美術館のほうから相談ありませんでしたので、おそらく、どうでしょうか。なかったということで、今回は実施していないところでございます。

○教育長

できれば、せっかくテーマ的に共通するものがあるし、3つを一緒にして、プレゼンテーション的なもののポスターを用意されて、例えば、3つを回れば割引がありますとか、そういうのはされたほうがいいのではないですか。

○委員長

相乗効果といいますか、美術館はちょっと違いますけれども、せっかく時代が、全国的なものと都城のほうがより密接な展示だと思えるのですけれども、せっかく関連しているので、チケットとかそういうものは間に合わないとしても、お互いにあちらも行ってくださいとかいうような、そういうことがあると、効果的ではないかなと思っているのですけれども。

○文化財課長

島津邸のほうは要項とかは9月の定例教育委員会で決められていますので。

○教育長

一緒にやるというのがいいかなと、3ヶ所回れるような形に宣伝とかをされたらどうかと思うのです

が、検討してもらえないでしょうか。

○文化財課長

うちのほうは特別に料金が設定しているわけではなくて、通常の料金で入れますので、そのあたり、美術館、島津邸と相談をして、もしやる場合はまた決裁等をとってやりたいと思います。

○委員長

チケットは難しいと思いますが、ご案内を相互になさったりというのは、今からでもできるかなと勝手な希望ですけれども。

○文化財課長

今、4館合同イベント情報ということで、資料館、島津邸、美術館、図書館とのチラシを作って、こういうことをやっていますというのがそれぞれのところに置いてありますので、やっていることはこんな感じです。

○委員長

すみません、前回の時に気が付かなかったのです。島津邸の時に。去年はそういうことだったのですけれども、思いつきで。

○教育長

前は、こちらが気が付かなくても担当の方が、こういうのでやりたいと言われたように思うのですが。

○文化財課長

これをやろうとした時に、決裁を回した時に、条例規則上に減免規定がないと言われて、通常210円を団体料金の160円にすることは規則がないからだめだと言われたのがありまして、昨年3月に規則がおそらく規則が変わって、減免ができるようにはしたのですけれども、その話があったから、3館ともあまりお互い出なかったのです。

○教育長

お金の問題ではなくて、ここにある文化財的なもの、文化と歴史のかおる文教のまちを作るのだから、そういうところをお互いにコラボしながら、それをやはり宣伝していくあり方も追求されたほうがいいのではないかなと思っていますので、考えていただけたらと思います。

○赤松委員

こういう企画は、実施年度の一年間を見通してどのような取り組みをするのか、いつ頃決まっていくのですか。

○文化財課長

島津邸、美術館等につきましては、他館からの資料を借りてきたりとかするので、もう1年前以上からやっていますけれども、うちの場合は、自館資料であるので、この二つの内戦と都城につきましては去年からやろうということで、先ほど説明しましたように、150年という節目の年になりますので、そういう周年記念的なものは必ずやっというこで、1年前から準備はしております。先ほど説明しましたように、島津邸となるべくかぶらないように、資料がかぶったり、ある資料をお互いが、島津邸が貸してくれ、うちが貸してくれというわけにはいかないもので、そのあたりの調整をして、時期も大体このくらいでうちはやるけどということで、相談しながらこれはやっていったところです。

○赤松委員

次の年度どういいうのをやるというのをお互い情報交換した際に、市民にとっては、実施主体が文化財課であるか、島津邸であるかというのは全然関係ないことですので、その情報を上手に交換し合って、そういうことがうまく連動できるようなことをお考えになっていけば、そう無理なくできるのかなと思ひまして、お尋ねしたところでした。

○文化財課長

なるべく協力しながらということはやっているのですけれども、どうしても島津邸とかは他館から借りて

くると、期日とかの調整がなかなか難しいみたいなのですが、うちの企画展と期日をぴったり合わせるとか、うちが島津邸に合わせるとかいうのは、うちのほうも3つ4つ企画展をやっていますので、なかなかうまくは連動してなくて、大変申し訳ないです。

○教育長

一枚のビラを作る時に、毎年度分かっているのなら、例えば、何とか特集とか、島津邸と文化財課と美術館がやりますよみたいなものができていると、皆これを見て、3つとも見に行くかとか、いつ行こうかということがわかるようになるから、そういうプレゼンの広報の仕方を3館なり、4館なりが考えてもらうといいかと思います。

○委員長

よろしくお願いたします。

そうしますと、ほかにお尋ねはありませんでしょうか。

○濱田委員

企画展なのですが、企画展と巡回企画展と2つ併行して、している形になりますが、それぞれの特徴の違いとかはあるのでしょうか。

○文化財課長

今回の企画展の「大島畠田遺跡から島津の荘へ」というものと巡回企画展が、ちょっとニュアンスが違うのですけれども、島津荘のはじまりみたいな感じでやってはいるのですが、どうしても収蔵資料が限られていますので、そのあたりで全く、資料館であるものをそのまま持つて行くことはできないのですが、選りながら、それとシンポジウムに合わせて、言葉だけではなかなか通じないので物を見てもらおうというので、シンポジウムの時期に合わせて、ウエルネス交流プラザでは巡回企画展をやっています。

○濱田委員

展示内容は違うのですね。

○文化財課長

巡回企画展のほうは、どちらかというと島津の荘に関する資料のほう若干多めにしております。

○委員長

よろしいでしょうか。

それでは報告第88号、89号、90号、91号、そして、94号を承認させていただきます。

#### 【報告第92号・93号、議案第26号】

○委員長

それでは、報告第92号・93号、そして、議案第26号を都城島津邸館長よりご報告をお願いいたします。

○田之上都城島津邸副主幹

都城島津邸の事業担当田之上でございます。本日は館長がほかの会議、副館長は特別展の搬送業務のため不在となっておりますので、代わって私のほうで説明させていただきます。

報告第92号から順にご説明いたします。茶道裏千家淡交会宮崎支部茶会 in 都城島津邸の開催要項についてです。

日本の伝統文化である茶道の宮崎県大会を都城島津邸で開催することにより、茶道の魅力と都城島津家の歴史を広く情報発信するものでございます。開催日時は、平成29年10月15日、日曜日の10時から15時まででございます。主催は、茶道裏千家淡交会宮崎支部、都城島津邸は共催となります。内容としましては、淡交会会員による茶会でございますが、有料で、一般の観覧者の呈茶もあります。

なお、当日、第三日曜日は家庭の日となっているため、小学生以下のお子様を連れた家族は全員、本宅、伝承館観覧料が無料となります。



続きまして、報告第 93 号 盆栽展の開催についてです。

都城さつき盆栽友人会の会員が育てた盆栽約 40 点を都城島津邸本宅に飾り、盆栽の魅力と歴史的風情のある本宅を観覧していただくものです。会期は、10 月 19 日、木曜日から 22 日、日曜日までの 4 日間でございます。主催は、都城さつき盆栽友人会で、都城島津邸は共催となります。

これら 2 件につきましては、どちらも都城島津邸の来館者増を図るためでございます。

次に、議案第 26 号 平成 29 年度都城島津伝承館特別展観覧料の変更についてでございます。

10 月 14 日、土曜日から始まる特別展「幕末維新の動乱と都城 西郷隆盛と都城島津家」につきましては、観覧料を一般 400 円、20 名以上の団体料金 300 円、大学生・高校生 300 円、同じく団体料金 200 円、中学生以下無料と設定しているところですが、11 月 3 日、金曜日の文化の日は全員無料にしたいと考えているところです。文化の日は国民の祝日に関する法律では、日本の自由と平和を愛し、文化を進める日と定められています。市民に都城の歴史文化の鑑賞機会を増やし、来館者増のためにもその日だけを無料とするものです。

以上、報告 2 件、議案 1 件についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明にご質問はありませんか。

それでは、ご質問はないようですので、ただいまの報告第 92 号、93 号を承認させていただきまして、議案第 26 号を決定させていただきます。

#### 【報告第 86 号・87 号】

○委員長

それでは、報告第 86 号・87 号を生涯学習課より説明をお願いいたします。

○桑畑生涯学習課副課長

報告第 86 号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

祝吉地区公民館建設建築主体事業の締結につきましては、別途関係資料をご覧ください。

工事概要については、地区公民館は、鉄筋コンクリート造で、平屋建て、延べ床面積は 1053 平米です。予定価格は、消費税込で 3 億 3134 万 760 円です。落札価格は消費税等込で 3 億 2130 万円です。落札業者は、桜木・ツモル・ハクエイ特定建設工事共同企業体です。工期は、30 年 6 月 11 日としております。資料として、部屋の配置図等も添付しております。

次に、報告第 87 号 臨時代理した事務の報告及び承認について、ご説明いたします。

これは、放課後子ども教室の指導をお願いしている教育活動推進員及び教育活動サポーターの委嘱について、臨時代理いたしましたのでご報告し、承認を求めるものです。

本年度 4 月、5 月、6 月にこの案件についてご報告しましたが、追加で教育活動推進員 1 名、教育活動サポーター 1 名、合計の 2 名を委嘱したところです。2 名の方が新任となっております。任期は平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとなっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

今の 2 件について、お尋ねがありましたらどうぞお願いします。

○教育長

この前の時も言ったかもしれないけど、公民館建設の問題ですが、議会などで障がい者用駐車場に屋根をつけて欲しいということがありましたが、それはこの工事予定の中にも盛られているのですか。

○桑畑生涯学習課副課長

この工事の設計の中には入っておりません。

○教育長

それは別途に追加申請になるのですか。

○桑畑生涯学習課副課長

現在、執行部のほうと再度お願いをしているところなのですけれども、かなり難しい状況であります。

○教育長

どう受け止めているかですよね。議会であれだけ何回も言われているわけだから、やはり、合理的配慮ということからいくと、というのが私の考えとしてはあるのです。私が予算を持っていないから出来ませんが、何らかの方法で善処していく必要があるかなど、意見ですけれども。

○桑畑生涯学習課副課長

そう思います。実施設計の段階では入っていたのですけれども。

○教育長

削られたのですね。

○桑畑生涯学習課副課長

再度この機を受けてもう一度お願いしているところなのですけれども、難しそうです。前に議会でも出ましたように、MJの絡みもありますのでということです。

○教育長

順番は問題あるかもしれないけれども、新しく作るときは一緒に作り込んでいかないと、逆にだめなのではないかなど思っています。そういう理解をぜひ、本庁のほうにはしてほしいと思います。

○桑畑生涯学習課副課長

努力いたします。

○教育長

よろしく願いいたします。

○委員長

例えば、随分前の話ですけれども、公民館の話がよく出る頃に、老朽化していると、公民館が二階建てだと使用頻度の高い高齢者が二階に上がられるのは不可能ですというのが、自公連でも、社協でもよく出ていました。これは平屋建てになっていますが、今のお話もこれぐらい大事なことはないかと思うのです。二階に上がれない人がいるから一階平屋にしたというのと、駐車場に屋根がいるというのは、同じぐらいの重要度に今後なっていくのではないかと思いますので、最後まで頑張ってくださいと思います。

ほかによろしいでしょうか。

87号もよろしいでしょうか。

それでは、報告第86号と87号を承認させていただきます。

#### 【報告第84号、議案第27号】

○委員長

それでは報告第84号と議案第27号を教育総務課長よりお願いいたします。

○教育総務課長

まず、報告第84号 専決処分した事務、平成29年度都城市教育委員会名義後援、共催についてご説明いたします。

1枚めくっていただきますと、横書きの表がございます。こちらが名義後援の一覧表です。平成29年8月25日から9月20日までに総計15件を承認しております。内訳につきましては、右側の担当課のほうをご覧いただければ分かりますけれども、学校教育関係が1件、生涯学習関係が2件、スポーツ関係3件、総合支所関係3件、その他教育総務課受付分6件となっております。

次のページをめくってください。

こちらが右下のほうにページ数が書いてございますけど、2 ページ、3 ページが続けて共催の一覧表でございます。同じく平成 29 年 8 月 25 日から 9 月 20 日までに総計 23 件を承認しております。内訳につきましては、学校教育関係が 21 件、スポーツ関係 1 件、総合支所関係 1 件となっています。

以上で報告を終わります。

続きまして、議案第 27 号を説明いたします。

平成 29 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価に関する報告書（平成 29 年度対象について）ご説明申し上げます。

1 枚めくっていただけないでしょうか。こちらに 1 番スケジュール、2 番意見・提言の抜粋と書いてあります。

スケジュールにつきましては、教育委員会各課において、5 月から自己点検評価を行い、教育委員の皆様には 7 月に自己点検と評価をお願いしたところです。

今、別冊の報告書の案があると思いますけれども、そちらの 109 ページをお開きください。一番最後のほうです。こちらの中ごろですけれども、外部評価委員の方々のお名前がございます。内田芳男先生と瀬尾真路委員でございます。この二人に、7 月 26 日に委嘱をいたしましたところです。

またスケジュールのほうに戻っていただきますと、9 月 19 日になりますけれども、外部評価委員から意見・提言の提出をいただきまして、一週間後の 9 月 25 日に、報告書の検討をいたしました。下段の意見・提言抜粋と書いてございますけれども、こちらのほうが二人の委員から様々な角度からご意見・ご提言をいただいたものでございます。

まずは、教育委員会の活動状況につきまして、簡単に申し上げますと、市民の立場から議論を深められている。教育長、教育委員、事務局と相互の率直な討議がなされていたなどの評価をいただきました。

次のページを開けていただきますと、(2) 教育委員会が管理、執行を教育長に委任する事務につきましては、事務局のほうとしてお伝えした意見としては 2 点ございます。まず、1 点目は (2) の② 都城島津邸の公開承認施設認定や文化財課の歴史への、そして、美術館等の文化的活動に高い評価をいただいたところです。確かにそれ故に、参加者が少ないことが非常に残念であると。情報発信の仕方を検討すべきではないかとの意見を賜ったところです。

2 点目は、一番下のところ、②評価についてなのですが、こちらがこれまで数的な目標だけを考慮しておりましたけれども、教育の質的充実を目指す目標などを設定し、内容の充実を図る必要があるのではというご意見もいただきましたので、KPI の数値だけに頼らず、内容的なものにもこれから検討していく必要があると考えております。

雑談の中ではありましたが、働き方改革につきましては、昨年の閣議決定以来課題になっているところですが、先生だけではなく、教育長にも言及がありまして、教育長には働き方改革は適用されないのか、教育長の多忙さに驚かれての発言もございました。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長

お尋ねはありませんでしょうか。

○教育長

これまでは濱田先生が評価委員をしていただいておりますね。

○委員長

評価していただいていた時と実際の都城の状況をご感想はいかがですか。

○濱田委員

小中学校の実態が実はよくわからないで、文面だけで評価していたという反省点があります。大分、時間とともに改善されたということもありまして、例えば、最後のほうの、教育委員会が管理運営する事務のと

ころで、この表記が非常にわかりやすくなっています。統一されてきて、ここはすごく改善されたのではないかという気がいたしました。

○委員長

この報告書というのは、どういう方々が目を通されるのですか。

○教育総務課長

今度議会に提出して、その後、公表いたします。

○委員長

ネットで見られますよね。議員さんたちがそれぞれ、これを検討されるのですか。

○教育総務課長

評価のところだけを見られるかもしれません。

○黒木教育総務課副課長

全部一冊お渡しします。

ホームページにも全部出します。

○委員長

それではよろしいでしょうか。

では報告第 8 4 号を承認させていただきまして、議案第 2 7 号を決定させていただきます。

#### 【報告第 8 5 号】

○委員長

報告第 8 5 号を学校教育課長よりご説明いただきます。よろしく願いいたします。

○学校教育課長

報告第 8 5 号 平成 2 9 年度都城市外国語教育実施検討会議についてでございます。

一枚めくっていただきまして、報告資料をご覧ください。

この検討会議は、平成 3 2 年度から外国語活動、外国語科が実習を本格的に実施することに伴い、時数をどのように確保すればいいかという会議でございます。目的は、そこにありますように、小学校外国語教科化と先行実施及び全面実施に向け、都城市としての教育課程編成のあり方について、方針を立てるということでございます。実施しましたのは、9 月 2 2 日に第一回目をとり行っております。第二回目の予定が 1 1 月 2 0 日になっております。出席者でございますが、1 0 名います。まず、教務主任会の会長であります姫城中学校校長先生、久保田校長先生です。それから、木之川内小学校の教務主任で、この会の副理事長を担っております南先生、明道小学校、上長飯小学校、西小学校、沖水小学校、川東小学校は主幹教諭の教務主任の先生方をそれぞれ呼びしております。また、大王小学校と石山小学校は、平成 2 7 年度と平成 2 8 年度に外国語活動指導者研修に参加したものでございます。最後に、夏尾中学校の竹之内先生でございますが、教務主任の先生で、中学校の教務主任の先生をお呼びしております。これは、小中連携に関わって、小学校とどのように時数として関わればいいのかということのご審議に参加していただきたいということでございます。

提案しました原案にきまして、お話をさせていただきます。

まず、全面実施への対応ということで、週あたりの授業時数を増加させるということでございます。現在、5、6 年生につきましては、週 2 9 時間の授業を行っておりますが、それを 3 0 時間にすることとございます。1 日 6 時間ということが想定されております。午前中の 5 時間授業を活用したり、これは今、明道小学校などでとり行っているところでございます。午後 1 時間程度の授業を行うということです。また、学校の予備時数によって期間を限定して実施することも可能ではないかということも考えています。

そこで、移行期間の対応でございます。移行期間は平成 3 0 年と平成 3 1 年の 2 年間ありますが、3 0 年度は、どの学校も最低 1 5 時間増をねらっております。そして、平成 3 1 年度は、次の年の平成 3 2 年度に

全面実施にスムーズに移行できるように、より 35 時間に近い時数で実施するということが決まってきました。

なお、参考としまして、小学校外国語教科化に向けた動向でございますが、小学校の 3、4 年生から外国語活動が始まります。年間 35 時間程度加わります。5、6 年生につきましては、外国語科としまして、年間 70 時間程度になります。現行でいきますと 3、4 年生はやっておりませんので、純粋に 35 時間追加をしないといけません。5、6 年生については、現在 35 時間やっておりますので、あと 35 時間ということでございます。

なお、移行期間でございますが、平成 30 年度と 31 年度につきましては、15 時間から 35 時間の増加の範囲で実施をしてくださいと文部科学省が言ってきているのですけれども、この実施の方向では、総合的な学習の時間も活用できますと言っているのですが、これは、この 2 年間のみの話でございますが、平成 32 年度からは総合的な学習の時間はすべてもとに戻ります。ですので、教務主任会、ここに集められた検討会の中では、そのような二度手間はしたくないということで、初めからなるべく総合的な学習の時間を活用しない方向で進んでいきたいというご意見があったそうです。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。

お尋ねはありますでしょうか。

○赤松委員

分からないので教えてください。

3、4 年生と 5、6 年生の平成 30 年、31 年、32 年に本格実施ですよ、その時に時数的なものがどうなっていくのか。随分時間をかけて読んでみたのですけれども、十分理解できなかったのでお尋ねしています。

○学校教育課長

3、4 年生につきましては、まだ週あたりの時間が週 27 時間から 8 時間、クラブ活動を入れているところもありますので、28 になる週もあれば 27 になる週もございます。ですので、そこから 1 時間増やすのは、時間割上可能であると考えています。問題は、5、6 年生でございます。今、5、6 年生はほとんどの学校が水曜日、5 時間授業を行っておりますので、29 時間というのがすべて網羅した時間で、あまりそれ以上増やせない。水曜日は先生方の職員研修がありますので、そういう状況の中で、どうしても 1 時間増やすということで、文部科学省は例えば、モジュールで朝の時間を 15 分、15 分、15 分使って一週間で 45 分にしなさいとか、それも考えたのですが、教務主任の先生方は大反対でした。そういうモジュールの時間を使って力になるのかということで、こちらのほうは都城市では、どうしてもそれでやりたいというようなことであれば相談には乗りますが、なるべくならそれは使わないという方向で進んでおります。

ではどのようにしてあと 1 時間を生み出すかということなのですが、先ほど申しましたように、水曜日の朝の時間からすぐに授業が始まりまして、午前中 5 時間授業を組むか、もしくは、掃除をなくして昼休みが終わったらすぐに 5 時間目、6 時間目として、あとは 40 分ぐらいしか余裕がないのですけれども、それでやっていくしかないかなと考えているところです。ですので、どうしても週 30 時間、35 時間を完成させて、やっていかなければならないかなと思っているところです。

○赤松委員

週の教育課程の時間数が増えると、年間は外国語の勉強が、中学年、高学年は何時間されますか。

○学校教育課長

今現在の年間の時数が千ちよっと超えるぐらいでございます。1045 ぐらいになりますが、それをもっと超えるわけですから、1100 に近くなってくると思います。

○赤松委員

物理的に教育課程でやれば、掃除の時間を省かないとできないとか、先生方が週一度研修の時間を省かないとできないとか、そういう現状があるのであれば、研修というのは子どもの教育課程の外になりますから、外して、その時間を子どもの教育にあてざるを得ないようなことになりますね。

○学校教育課長

そういう状況が生まれてきます。

○赤松委員

そういう状況下にあることは、文部科学大臣も十分理解した上で、教育課程を改善しているのですから、教育課程が非常に過密になってくることについて、現場の先生方の声はどうなのでしょう。

○学校教育課長

やはり、今の 5、6 年生の授業時数でもういっぱいいっぱいであるというご意見が非常に多うございます。ですので、あと 1 時間生み出すことは可能ですけれども、それをしてしまうと職員の時間がとれなくなってしまう。会議の時間、研修の時間等も大事でございますので、それを今度はどのように生み出すかということが大きな課題になっていると話をしております。

○教育長

総合的な学習の時間をつぶすという話はないのですね。

○学校教育課長

総合的な学習の時間を一旦つぶして、15 時間なり使いますと、どこを削るのか。今まで面々といいものを作り上げようとして、年間計画を立てて来たもののどこを組めばいいのだという議論と、今後はそれが終わった後戻さないといけない。結局は、その 2 年間の間の子どもたちは総合的な学習の時間は十分に履行されないという考え方が大幅にありました。それは使いたくないというご意見です。

○教育長

私が聞いたかったのは、文部科学省に対して、総合的な学習の時間を小さくしたらいいのではないという声が現場からは出てこないのですかということです。35 時間になっているわけでしょう。総合的な学習の時間が入ったときは、皆さん、ものすごく不満だったのですよね。指導方針も何もない学校任せだったのですが、学校の現場ががんばって定着してきたところに、今回新たに英語をやれという話になってきて、何かをつぶさないことにはやれそうにないわけです。かといって、土曜日に授業をとということになるのは厳しいですね。総合的な学習の時間しかないのではないかと思うのですが。

○学校教育課長

学校で必死で今まで立ててきて、構築して、外部の方々との交渉もうまくスムーズにしているのに、じゃあ今回はいりませんか、なかなかならないのです。

○赤松委員

もう一つの大きな課題は、小学校の先生方の英語に対する指導力をどう高めていくかということです。そのへんについての研修を充実するとか、教育委員会や自治体はどのようにするのでしょうか。

○学校教育課長

英語科に関する指導ということで、今、ひと通り小学校全員の先生方の研修が終わったところです。これがあるからというわけではなく、先ほど言いました外国語活動指導者研修というものについて、必ず 3 年間で出席してくださいということで、その研修は終わっているのですけれども、まずそれだけではなかなか発音とか、そういうものについては不得手な方はまだいらっしゃいますし、英語で卒業されたわけではないので、そこで一番活用すべきことは、電子黒板等から流れてくる音声、そういうものを活用しながらやっていく。もう一つは、ネイティブな ALT を使った形で子どもたちに正しい発音なりを耳に入れていくということがあると思います。都城市では、ALT は今年度 15 名になりまして、ALT の中で、小学校に行ってもらっている先生が 11 名おります。11 名が回ってくるときに、彼等たちも非常に忙しいのですけれども、めいいっぱい使っていただいているところで、空き時間がほとんどない状態になっています。また、先ほど

申しました電子黒板等につきましては、すべての学級に配備が今されていませんので、来年度の予算ですべての学級に電子黒板を入れる。電子黒板になるか、大型テレビになるかわかりませんが、入れる構想で、今、話を進めているところです。

○教育長

小中連携で、中学校の先生にお手伝いをお願いしていかないといけないことになりますね。

○学校教育課長

今、おっしゃるとおりでございます。例えば、有水小中学校につきましては、来年度から35時間で取り組みたいと言っています。これは指定校でもあるのですが、有水中学校の英語の先生が小学校に乗り入れまして、授業を行っていただくということが可能なので、そこで時間が生み出されるので、ぜひとも35時間でやりたいというご意見をいただいております。

○濱田委員

小学校から早く始めるということは、中学校の英語教育がレベルアップするとかそういうことを考えているのですか。

○学校教育課長

レベルアップといいますか、小学校の段階では、慣れ親しむという形でございます。ただしこれまでは慣れ親しんで、スペルとか、そういうものは見せないような授業を行ってまいりました。これからは、5、6年生につきましては、読むということ、話すということが、主な評価になります。3、4年生につきましては、今までどおり慣れ親しむ。そうなりますと、成績をつけるラインがありますと、読めるかということが何を意味しているかということ。話せるかということにつきましては、評価の対象になってくると思われます。そういう意味ではスキルアップをするというふうに。

○濱田委員

それは、今の小学校6年生のお話ですよ。中学生はより話せるようとかそのようになってくるのでしょうか。

○学校教育課長

中学校の教育課程も変わる予定にはなっております。そういうことが履修された上でのという形になると思います。

○中原委員

その時間の作り方というのは、大変なことだと思っているのですけれども、一つだけ、関わりがないかもしれないけれども、道徳授業が入ってきた場合にはどうなっていくのですか。

○学校教育課長

もともと今、道徳をやっていますので、そこが差し替わるだけになりますの、そこは問題はないのですが、委員の言われるように、かなりこれは詰めて考えないと、子どもにも、先生にも負担になるということなので、これから先、検討会議において話を進めていきたいと思っております。

○教育長

教科書ができて、評価が入ってくるので、先生たちは大変なのです。

○委員長

お尋ねはいかがでしょうか。

これはまだ継続して検討会議というのはなさるわけなのですね。

○学校教育課長

今日、お示しましたのは、メンバーがこのようなメンバーでございます。こういう会議を新たに立ち上げましたということの報告になります。

○委員長

報告第85号についてはよろしいでしょうか。

報告第 85 号を承認させていただきます。

10 その他

(1) 総合教育会議の日程、協議事項の相談

(2) 行事報告・予定等

① 11 月定例教育委員会開催予定

日時 平成 29 年 10 月 4 日 (水) 13:30 から

場所 南別館 3 階委員会室

以上で、10 月の定例教育委員会を終了いたします。